

平成 27 年第 4 回 訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成 27 年 5 月 7 日（木曜日） 午前 9 時 30 分開会

- 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名（2 名）
 - 第 3 選挙第 1 号 議長の選挙について
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙について
 - 第 6 常任委員の選任について
 - 第 7 議席の指定
 - 第 8 議会運営委員の選任について
 - 第 9 議会広報特別委員会の設置について
 - 第 10 選挙第 3 号 北見地区消防組合議員の選挙について
 - 第 11 議案第 32 号 監査委員の選任について
 - 第 12 議案第 33 号 副町長の選任について
 - 第 13 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 第 14 議案第 34 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 15 議案第 35 号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程
- 所管事務調査について
 - 所管事務調査について

○出席議員（１０名）

1 番	上 原 豊 茂 君	2 番	須 河 徹 君
3 番	河 端 芳 恵 君	4 番	山 田 日出夫 君
5 番	工 藤 弘 喜 君	6 番	余 湖 龍 三 君
7 番	川 村 進 君	8 番	西 森 信 夫 君
9 番	堤 三樹磨 君	10 番	西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鉏 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
上下水道課長・建設課長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

○議会事務局長（森谷 勇君） 皆様おはようございます。

それでは、定刻になりました。

事務局長の森谷です。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、川村進議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

川村議員、議長席のほうにお願い申し上げます。

（年長議員川村進議長席に着く）

○臨時議長（川村 進君） ただいま、紹介いただきました川村進です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、私が臨時議長の職務を行います。そして議長が決まりましたら、選挙第2号 副議長の選挙以降は新しく当選された議長によって議会は進行します。

それでは、よろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（川村 進君） ただいまより、平成27年第4回訓子府町議会臨時会を開会します。

本日の出欠を報告します。

本日は、全議員10名の出席であります。

◎町長挨拶

○臨時議長（川村 進君） 選挙後、初議会でもありますので、会議に先立ち町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、臨時議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第4回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

私は、平成27年4月26日執行の訓子府町長選挙の結果、無投票ではありますが、町民の皆様の温かいご支援をいただき、3期目の町長の重責を担わせていただくことになりました。

また、町議会議員の皆様におかれましても、無投票となりましたが、それぞれが高い志を抱き立候補され当選を果たされましたことを心からお祝い申し上げるものでございます。

議員の皆様におかれましては、10名のうち元職の方も含めて5名の方が新たに加わり、ベテラン議員の皆様とともに新たな議会運営がスタートされることになります。

私自身も8年前に立起した思いを忘れることなく新たな気持ちで挑戦する意欲と熱意をもって3期目の町政運営にあたってまいります所存でございます。

さて、4年前の平成23年には、選挙前の3月11日に日本を震撼^{しんかん}させた東日本大震災が発生し、直接的犠牲者は1万5千人を超えるなど、想像を絶する甚大な被害をもたらし、4年経過した今も約23万人の人たちが県内外で避難生活を送っております。

そして、4年後の先月25日には、ネパールで大地震が起き、新聞などによりますと犠牲者は8千人に及ぶ可能性があるとの報道され、日本人にも死傷者が出ていたとのことでございます。

地震だけではなく、さまざまな異常気象とそれに伴う災害は、我々の身近に起こり得るものであり、さらに危機意識を高め、安心、安全の町づくりを進めなければなりません。

危機意識という点で申し上げます、安倍内閣は、憲法9条をはじめ憲法92条に掲げた地方自治制度を含めた憲法改正を進めようとしております。過去の町議会でも反対決議をされた特定秘密保護法の制定や、集団的自衛権の見直し、農業や医療をはじめ、私たちの生活に大きな影響を及ぼすTPP参加交渉問題、あるいは地元商店街における空き店舗の発生や地域経済活動の縮小、そして全国的に取りざたされております人口減少問題など、あるいは地方消滅論など、町民生活に著しく影響を及ぼす多くの難題に直面しているところでございます。

私は3期目の町政を担うにあたり、目の前に突きつけられたこうした難題や課題に目をそむけることなく、今回選ばれた議員の皆さんとともに力を合わせ、時には切磋琢磨しながら、今期公約に掲げております「すべての町民にやさしい町づくり、みんなで創る訓子府の元気」の実現に向け挑戦してまいりますので、ご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本年度の具体的な施策の方向につきましては、6月の定例議会で明らかにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど重ねてお願い申し上げます。

さて、今臨時議会は改選後初めての議会でもあり、議会構成が決定されることになっておりますが、町からは、人事案件としまして任期満了に伴う議会選出の監査委員の選任と副町長の選任の同意。

また、町税条例の一部改正、訓子府町介護保険条例の一部改正、軽自動車税の税率引き上げ時期の見直しに急を要したため、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を専決処分したことの承認を求めること。

以上、議案5件を提案させていただいております。人事案件を除き、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。本臨時会招集のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（川村 進君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

◎開議の宣告

○臨時議長（川村 進君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○臨時議長（川村 進君） 日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

また、本臨時会には、議会構成の案件が6件、町長提案の議案が5件ございます。

以上でございます。

○臨時議長（川村 進君） 以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、ここで町長以下、説明員の皆さんは議会構成の案件が終了するまでの間、退席をお願いいたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（川村 進君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席していただいている議席で、これは年齢順に指定しております。どうかご承知おき願います。

◎会議録署名議員の指定

○臨時議長（川村 進君） それでは、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により臨時議長、私によって指名できます。それでは、工藤弘喜君、河端芳恵君、この2名、両名を会議録署名議員に指名いたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（川村 進君） それでは、日程第3、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。

事務局長に説明をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご説明申し上げます。議案書の1ページを開き願いたいと思います。

選挙第1号 議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うわけですが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定に基づいて行うこととなります。

118条第1項では、議会において行う選挙は、公職選挙法第46条第1項及び第4項、同条第47条、第48条、第68条第1項、並びに第95条の普通地方公共団体の議会の議員に関する規定を準用することとなっております。

また、法第118条第2項では、議員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができるとされております。

公職選挙法の適用条文について、ご説明申し上げます。

公職選挙法第46条第1項及び第4項は、投票は単記無記名で自書し、投票箱に入れなければならないことが規定されております。

同法第47条は、点字投票の規定でございます。

第48条は、代理投票の規定でございます。

第68条は、無効投票の規定でございます。

第95条第1項は、法定得票数の規定であり、有効投票数の4分の1以上の得票数で当選人と決定するものであります。

第95条第2項では、得票数が同じであるときは、くじによって定めると規定されております。

以上でございます。

○臨時議長（川村 進君） 事務局長からの説明が終わりましたので、皆さんにお諮りします。

議長選挙をどのように行ったらよろしいですか、意見のある方。

はい、どうぞ、上原君。

○8番（上原豊茂君） 投票による選挙にするべきだと思います。

○臨時議長（川村 進君） それでは、投票による方法をとって議長選挙を行います。

それでは、ここで議場の閉鎖をします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（川村 進君） それでは、議場閉鎖については、もし不測の事態の発生を防ぎ、投票箱に異常をきたし、また、投票用紙の枚数が増えるようなことがあってはいけないので、外部からの侵入を防ぐために議場は閉鎖されました。

それでは、ここで出席議員は10名でありますので、3票以上の票がある場合が当選となります。3票未満ですと当選にはなりません。

それでは、会議規則第32条第2項の規定により、立会人を指名します。余湖龍三議員、河端芳恵議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付し、投票箱を設置します。

（投票用紙配付）

○臨時議長（川村 進君） それでは、皆さん、投票用紙1枚確認していただいて、間違いありませんね。

（「ありません」との声あり）

○臨時議長（川村 進君） それでは、私はこの席にての投票になりますので、席は立ちませんので、ご了承願います。

配付漏れなしと認め、投票箱を改めます。

（職員によって投票箱点検、「異常なし」の声あり）

○臨時議長（川村 進君） それでは、投票を事務局長より指名された方から順に投票をしていただきます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、これから投票を行う点呼を行います、川村議員につきましては、臨時議長でありますので、議長席で投票をお願いいたします。

それでは、議席番号と氏名をお呼びいたしますので、順番に投票をお願いします。

1番、堤三樹磨議員、2番、余湖龍三議員、3番、須河徹議員、4番、工藤弘喜議員、5番、山田日出夫議員、6番、西山由美子議員、7番、西森信夫議員、8番、上原豊茂議員、9番、河端芳恵議員、最後に10番、川村進議員は、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（川村 進君） 皆さん、投票は終わりましたね。

（「終わりました」との声あり）

○臨時議長（川村 進君） それでは、ただちに開票いたします。

余湖龍三議員、河端芳恵議員は立会してください。

（開 票）

○臨時議長（川村 進君） 開票結果を発表いたします。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効票、白票 0。

有効投票のうち、上原豊茂君が 6 票、西森信夫君が 4 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票でありますから、よって、上原豊茂議員が議長に当選されました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

（当選告知）

○臨時議長（川村 進君） それでは、議長に当選されました上原豊茂議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

（当選人発言を求む）

○臨時議長（川村 進君） 議長に当選されました上原議員より発言を求められておりますので、これを許します。どうぞ挨拶してください。

（議長当選人、演台で就任挨拶）

○議長（上原豊茂君） ただいま、初議会、それぞれの議会構成の中で私が議長として、皆様のご支持をいただきました。それぞれの思いを持って、この議場に議員として出席されている皆さん、その思いをしっかりとこの議会運営の中で発揮されるよう、私はそれぞれの議員の持ち味が存分に町民のために生かされるような議会運営をしていきたいというふうに思います。いろいろな考えの違い等々があろうかと思いますが、いずれにしても^{かたつ}闊達な皆様のご意見、ご議論をいただきながら一步一步前へ進むということを目指していきたいと思ひますし、もう 1 点は、議会改革ということがよく言葉として耳にするとありますけれども、私は議会改革は目の前のいろいろなことを変えることなくして、今申し上げましたように、それぞれの議員の持っている持ち味を存分に議会の中で、議論の中で発揮していただく。そして一つの方向が見出されていくということが一番大切なことであり、まさに議会改革、そのように私自身は考えておりますし、また、この議論がされる中で、どの議員に対しても平等に思想信条で振り分けるわけではなくして、それぞれの持ち味を発揮してもらうためにも平等に采配をできればと、皆様のご支持をいただきましたので、浅学非才の私でありますけれども、どうか皆様のいろんなご支援ご支持をいただき、叱咤激励をいただく中で、これからの議会運営を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○臨時議長（川村 進君） 以上で、新議長の挨拶が終わりました。

私の職務はここまでで、冒頭でお話しましたように、これ以降、副議長選挙以降は新しく選ばれました上原議長によって議事は進行いたします。

それでは、上原議長、どうぞ議長席へいらしてください。

（新議長、議長席に着く）

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

◎選挙第２号

○議長（上原豊茂君） 日程第５、これより選挙第２号 副議長の選挙についてを行います。

事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、議案書の２ページをお開きいただきたいと思います。

選挙第２号 副議長の選挙について。

地方自治法第１０３条第１項の規定により、副議長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、先ほどの議長の選挙と同様ですが改めて申し上げます。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条の規定に基づいて行うこととなります。

本条の第１項では、議会において行う選挙については、公職選挙法第４６条第１項及び第４項、同法第４７条、４８条、第６８条第１項、並びに第９５条の規定が準用されることとなっております。

また、１１８条第２項では、議員の中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができると規定されております。

ただいま、説明いたしました選挙による場合の公職選挙法の適用条文であります。第４６条第１項及び第４項は、投票は単記無記名で自書し、投票箱に入れなければならないことが規定されております。

第４７条は、点字投票の規定でございます。

第４８条は、代理投票の規定でございます。

第６８条第１項につきましては、無効投票の規定でございます。

第９５条第１項は、法定得票数の規定であり、有効投票数の４分の１以上の得票数で当選と決定するものでございます。

また、９５条の第２項では、得票数が同じであるときは、くじによって当選人を定めると規定されております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ただいま、事務局長からの説明が終わりました。

副議長の選挙は、投票による方法と指名推選の方法がありますが、どの方法によるかお諮りいたします。

堤議員。

○１番（堤 三樹磨君） 副議長の職務的に考えまして、本来であれば議長が何らかのことがあった場合に、即時に対応できるものというかたちでの職務等を考える点からおきまして、先ほどの選挙におきまして、議長の上原議員０．６、西森議員０．４、つまり議長としての資質に対して、ほぼ半数近く支持を得たという西森議員に対して副議長として選

任するのが的確かと思うので推選したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） ほかに、河端議員。

○9番（河端芳恵君） 投票による選挙が一番わかりやすく、皆さんにも納得いただけると思いますので、投票による選挙をしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ただいま、河端議員から投票との発言がありましたので、副議長の選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（上原豊茂君） 議場閉鎖が行われましたので、次に進んでまいりたいと思います。ただいまの出席議員は10人であります。

会議規則第32条の規定により、立会人、工藤弘喜議員、西山由美子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（上原豊茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「ありません」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 配付漏れがないと認めます。

投票箱を改めさせます。

（職員によって投票箱点検、「異常なし」の声あり）

○議長（上原豊茂君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼により順次投票願います。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご説明申し上げます。

これから点呼を行います、上原議長につきましては、最後に議長席で投票をいたします。

それでは、議席番号と氏名をお呼びいたしますので、順番に投票願います。

1番、堤三樹磨議員、2番、余湖龍三議員、3番、須河徹議員、4番、工藤弘喜議員、5番、山田日出夫議員、6番、西山由美子議員、7番、西森信夫議員、9番、河端芳恵議員、10番、川村進議員、最後に8番、上原議長につきましては、議長席で投票を行います。

○議長（上原豊茂君） 投票漏れはありませんか。

（「ありません」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。工藤議員、西山議員、立会をお願いいたします。

（開 票）

○議会事務局長（森谷 勇君） お諮りいたします。

投票立会人が西山議員と工藤議員であります、今この選挙の結果、くじとなります。投票立会人の西山議員については、くじの該当者であります。投票立会人について、他の

方をご指名したいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 立会人として、河端議員お願いいたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち有効投票10、無効0であります。有効投票のうち、西山議員4票、西森議員4票、工藤議員1票、余湖議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定投票数は3票であります。西山議員および西森議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を定めるものです。くじは抽選器で行います。

工藤弘喜議員、河端芳恵議員、くじの立会をお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

順番は議席順といたします。

西山議員、西森議員、くじを引いてください。

まず、西山議員から。

(西山由美子議員「くじ」を引く)

(西森 信夫議員「くじ」を引く)

○議長(上原豊茂君) くじを引く順序が決定いたしましたので、ご報告いたします。

まず、はじめに、西山議員、次に、西森議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

西山議員、西森議員、くじを引いてください。

(西山由美子議員「くじ」を引く)

(西森 信夫議員「くじ」を引く)

○議長(上原豊茂君) くじの結果を報告いたします。

くじの結果、西山議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

(当選告知)

○議長(上原豊茂君) ただいま、副議長に当選されました西山議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎常任委員の選任について

○議長(上原豊茂君) 日程第6、常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から説明させます。

○議会事務局長(森谷 勇君) それでは、ご説明申し上げます。議案書の3ページを開き願いたいと思います。

常任委員の選任について。

訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員を次のとおり指名推薦するものであります。

地方自治法第109条では、普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くこと

ができるものとされ、委員会条例第7条第1項では、議員は少なくとも一つの常任委員になるものと規定されております。

また、同条例第2条では、両常任委員会の定数。

第3条では、委員の任期。

第8条では、正副委員長の選任についてを規定しております。

○議長（上原豊茂君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時25分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務文教常任委員に河端議員、須河議員、工藤議員、山田議員、議長の私を含めて5名であります。

次に、産業建設常任委員については、堤議員、余湖議員、西森議員、川村議員、副議長の西山議員を含め5名であります。

以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり常任委員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前11時16分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、事務局より報告させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に河端委員、副委員長に山田委員が互選されました。

続きまして、産業建設常任委員会委員長に西森委員、副委員長に堤委員が互選されました。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって常任委員長、副委員長の選任報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（上原豊茂君） 日程第7、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、議席番号を申し上げます。

1 番、上原議長、2 番、須河議員、3 番、河端議員、4 番、山田議員、5 番、工藤議員、後列、後ろのほうになります。6 番、余湖議員、7 番、川村議員、8 番、西森議員、9 番、堤議員、10 番、西山副議長となります。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、ただいま指定した議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議会運営委員の選任について

○議長（上原豊茂君） 日程第8、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、須河議員、山田議員、余湖議員、西山議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、事務局より報告させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に余湖委員、副委員長に須河委員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議会運営委員長、副委員長の選任報告が終わりました。

◎議会広報特別委員会の設置について

○議長（上原豊茂君） 日程第9、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会広報の発行に際して、必要な事項の協議、さらには調査のため、委員会条例第5条第1項並びに第2項の規定に基づき、議会広報特別委員会を議長を除く9名の議員をもって設置し、これに付託することにいたしたいと思います。

また、委員の任期については、常任委員の任期とし、2年といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって本案は、議長を除く9名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託することとし、また、委員の任期については、2年とすることに決定いたしました。

ここで、議会広報特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時30分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎選挙第3号

○議長(上原豊茂君) 日程第10、選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

北見地区消防組合議員に余湖議員、河端議員を指名いたします。

ただいま、議長は指名しました余湖議員、河端議員を北見地区消防組合議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました余湖議員、河端議員が北見地区消防組合議員に当選されました。

(当選告知)

○議長（上原豊茂君） ただいま、北見地区消防組合議員に当選されました余湖議員、河端議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議案第32号

○議長（上原豊茂君） 続きまして、日程第11、議案第32号 監査委員の選任についてを議題といたします。

工藤議員については、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますことから、議場から退場を求めます。

（工藤弘喜議員退場）

○議長（上原豊茂君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書7ページです。町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号 監査委員の選任についてでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただくものでございます。

議員選出の訓子府町監査委員として、工藤弘喜氏の選任にご同意をいただきたくご提案申し上げます。

なお、任期につきましては、平成27年5月7日から平成31年4月30日までの4年間でございます。

以上、議員選出監査委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

(工藤弘喜議員入場)

◎議案第 33 号

○議長（上原豊茂君） 日程第 12、議案第 33 号 副町長の選任についてを議題といたします。

該当者は退場をお願いいたします。

(該当者退場)

○議長（上原豊茂君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 8 ページです。町長。

○町長（菊池一春君） 本件につきましても人事案件でございますので、私からご説明を申し上げ、ご理解いただきたいと思います。

議案第 33 号 副町長の選任についてでございます。

佐藤明美副町長の任期につきましては、本年 5 月 8 日で任期満了となりますが、引き続き、同氏を副町長に任命することについてご提案申し上げ、地方自治法第 162 条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

ここで、佐藤現副町長の経歴等について簡単に紹介をさせていただきます。

同氏は満 60 歳でございます。

昭和 48 年に本町に採用。以来、平成 16 年に行政対策室長、同年置戸訓子府合併協議会へ派遣、平成 17 年に社会教育課長、平成 19 年に総務課長、そして平成 23 年 5 月に副町長に就任され、現在に至っております。

一般職の時代には、産業系、総務・企画・税務、建設、街並み整備、教育委員会など、幅広い分野で業務を担当しておりました。

私の 2 期目には、副町長に就任し、児童センター建設、こども園建設準備をはじめ、各種施策推進にあたり、柔軟な性格と強い精神力をもって、職員時代に培った豊富な知識、経験を生かし、重責を担っていただきました。

また、高い交渉能力と的確な判断、真意を見極め、先見性をもって物事に^たあたる能力に長け、そして何よりも町民を思いやる繊細な心の持ち主であり、役場内においても職員のリーダー役としてだけでなく、現場の気持ちを大切にし、職員の兄あるいは父親役として、職員からも厚い信頼を得ているところでございます。

今、私が町政 3 期目を担うにあたり、多くの難題や課題の解決には、副町長という補助機関の要は不可欠であり、その大役には、是非とも佐藤現副町長を再任いただきたいと思いますと考えておりますので、同意賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、平成 27 年 5 月 9 日から平成 31 年 5 月 8 日までの 4 年間でございます。

以上、副町長の選任につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1 人 3 回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。
議会運営基準に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。
これより、議案第３３号の採決を行います。
本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

（該当者入場）

◎議案第３６号

○議長（上原豊茂君） 日程第１３、議案第３６号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議案書１５ページです。

町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 議案第３６号についてご説明申し上げますので、議案書の１５ページをお開き願います。

議案第３６号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書の１７ページの専決処分書のとおりとなっておりますが、地方税法等の一部を改正する法律等が本年３月３１日に公布され、施行日が原則、本年４月１日とされたところでありますが、この中で昨年の地方税法等の一部改正に伴い、昨年６月の第２回定例町議会において、本年４月１日施行の軽自動車税の税率を引き上げる町税条例の一部改正について、ご決定をいただいておりますが、今回の地方税法等の一部改正によりまして、軽自動車のうち原動機付自転車および２輪車等に係る税率の引き上げ時期を１年延期して平成２８年４月１日施行とする改正が行われました。この１年延期する措置につきましては、本年４月１日施行の町税条例等の一部を改正する条例の施行期日を改正するものであるため、この施行日前に公布することが必要であることから、急施を要したため、３月３１日付けで町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、１７ページの専決処分書により改正内容について説明させていただきます。

専決処分書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、町税条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第３号）の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

町税条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第３号）の一部を次のように改正するということで、以下改正条文を記載しております。

参考までに、次の１８ページから１９ページには新旧対照表を添付しておりますが、後ほどご覧いただくこととし、改正の内容につきましては、２０ページの「町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要」によりご説明させていただきます。

まず、上の欄の項目の欄に平成２６年改正附則とありますが、これは昨年６月議会で改正した町税条例の附則を改正するものでありまして、第１条は施行期日、第４条は経過措置の規定であります。下に表を載せておりますが、左側に記載してありますこれら軽自動車全てにつきまして、平成２７年度分以後の年度分の軽自動車税について、真ん中に書いてありますけれども、改正後の税率を適用することとされておりましたが、今回の地方税法等の改正によりまして、このうち下の表の真ん中に太線で囲っておりますけれども、「軽３輪および４輪の軽自動車」については、予定どおり本年４月１日から税率の引き上げが実施されますが、それ以外のバイクやトラクター等につきましては、施行日を１年延期して平成２８年４月１日からとする地方税法等の改正に合わせて改正を行ったものであります。

１７ページに戻っていただきまして、下にあります附則であります。

この条例は公布の日から施行するものでありまして、本年３月３１日付けで公布したものでございます。

以上、議案第３６号 町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例にかかります専決処分について、その内容を説明させていただきましたので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第３６号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第３４号、議案第３５号

○議長（上原豊茂君） この際、次に、日程第１４、議案第３４号、日程第１５、議案第３５号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第34号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書9ページです。

町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 議案書の9ページをお開き願います。

議案第34号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、町税条例の一部を改正するものであります。

なお、本臨時議会では提案しておりませんが、地方税法等の一部改正では、固定資産税の特例期限の延期や軽自動車税のグリーン化特例、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の段階的廃止等のほか、徴収猶予等について条例で定めることとする改正も行われましたが、現段階では未確定な部分がありますことから、それらの改正につきましては、次回以降の議会で提案させていただくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、記以下について説明させていただきます。

町税条例の一部を改正する条例。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を次のように改正するということで、以下改正条文を記載してございます。

先ほどと同じように参考までに、10ページ、11ページに新旧対照表を添付しておりますが、これにつきましては、後ほどご覧をいただくこととしまして、改正の内容につきましては、12ページの「町税条例の一部を改正する条例の概要」でご説明させていただきます。

まず、項目1-1の国民健康保険税の課税額で第142条の改正ですけれども、これは、項目1-2の国民健康保険税の減額の第163条第1項のところでも関係しますが、地方税法施行令等の改正によりまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものであります。

引き上げの内容としましては、国民健康保険税は基礎分と後期高齢者支援金等分、それから介護納付金分の三つで構成されておまして、それぞれに課税限度額が定められております。①にあります基礎分につきましては、課税限度額、現行51万円から1万円引き上げて52万円に、②の後期高齢者支援金等につきましては、課税限度額、現行16万円から1万円引き上げて17万円に、それから③の介護納付金につきましては、課税限度額、現行14万円から2万円引き上げて16万円に改正するものであります。

これによりまして、国民健康保険税全体の課税限度額は、現行81万円から4万円引き上げられ85万円になるものであります。

次に、項目2につきましては、国民健康保険税の減額の定めでありまして、第163条第1項第2号と第3号の改正になりますが、地方税法施行令等の改正によりまして、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更であります。

変更の内容としましては、7割軽減につきましてはの変更はございませんが、①にありま

す5割軽減の基準額につきまして、現行では、基礎控除額の33万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数をあわせた数に24万5千円を乗じて得た額を加えた額としておりましたが、改正後では、この24万5千円が26万円に1万5千円引き上げられ、所得で申しますと、1万5千円掛ける人数分が現行より5割軽減を受けられる範囲が広がることになります。

②にあります2割軽減の基準額につきましては、現行では、基礎控除額の33万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数をあわせた数に45万円を乗じて得た額を加えた額としておりましたが、改正後では、この45万円が47万円に2万円引き上げられますので、所得で2万円掛ける人数分が現行より2割軽減を受けられる範囲が広がる改正になっております。

9ページに戻っていただきまして、下のほうにございます附則でございます。

第1条では、施行期日の定めであります、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

第2条では、経過措置を定めておりますが、改正後の町税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第34号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第35号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書13ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の13ページをお開き願います。

議案第35号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にもありますように、介護保険法施行令の改正に伴いまして、第6期介護保険事業計画期間中の平成27年度から平成29年度までの保険料の軽減賦課に関する措置を定めるものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

ここで、次の14ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表を載せてございますので、これにより説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

第3条は、保険料率の規定であります、第3項の次に1項を加え、これを第4項とし、条文中でございますが、「第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の

規定にかかわらず、22,700円とする。」としております。

下段にあります第6期介護保険料の資料をご覧くださいと思います。

左側が減額賦課前、右側が減額賦課後となっております、保険料段階ごとの基準額に対する割合と年額保険料の対比となっております。

第一段階につきましては、生活保護被保険者、または世帯全員が町民税非課税、かつ本人の年金収入等が80万円以下の方の階層となっており、この階層の基準額に対する割合は0.5、年額保険料は25,200円となっておりますが、今回の減額措置によりまして、基準額に対する割合を0.45、年額保険料を22,700円とし、年額保険料を2,500円軽減するものでございます。

13ページに戻りまして、附則であります。

施行期日の規定ですが、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、議案第34号、議案第35号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第34号、議案第35号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第34号の質疑を行います。議案書9ページであります。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、議案第34号についての質疑ということで、質問を若干させていただきたいと思いますが、今回のこの改定によって国保税の限度額が81万円から4万円上がって85万円ということではありますが、昨年の賦課の状況、昨年の基準としまして、この4万円上がって85万円になるということで、今年度いわゆる27年度分ですか、どの程度の影響額というか、世帯数でどのぐらいの数が賦課額が増えてくるのか、そして、あわせてどのぐらいの金額、いわゆる額として、あらかたのところではよろしいのですが、影響として出てくるのか、その辺がまず1点目であります。

それからもう一つが、このようなかたちで4万円上がってくるんですが、最高限度額85万円の賦課額ということになりますと、これは一律にということではなくて、健康保険税の仕組みからいきまして、基礎分の保険税、あるいはいろいろありますよね、後期高齢者支援金等分、介護納付金分というのか、そういうものがありますし、あわせて均等割、平等割もありますから、その家庭の状況によっても若干違うとは思いますが、まあ、おおむね家族、夫婦2人、子ども2人の世帯、4人家族でもって、この所得がどの程度のところで、この85万円のラインでいっちゃうのか、この辺の検討がどこまでされているのか、ちょっとお聞きしたいなというところが2点目です。なかなかそれは難しいところもあるかと思うんですが、一番大きな部分というのは、その基礎分の保険税のところ、やはり所得割の5.6%ということがありますので、この分もちょっと加味しながら、あらかたなところで、例えば大体600万円から700万円の世帯でこの

ぐらいになるとか、700万円から800万円の世帯でこのぐらいにいくんでないとか、そういうふうな概算はできるんでないかというふうに思いますので、これでいきますと、どのような所得額がこういう金額に、限度額になってくるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つが、三つ目なんですが、今回、軽減、5割と2割の関係でこういうふうに改正されましたけれども、これを昨年の基準にしまして、それぞれ5割で何世帯がこれに該当してくるのか、あるいはこの2割軽減で何世帯ぐらいが軽減されるのか、もしつかんでおられる数字というか、見込まれているものがあれば、わかる範囲でよろしいんで、なかなかこれはきちんとした数字というのは本当に厳しいと思うんで、それは自分もわかっていますんで、ただ、おおむね本町の国保の状況というところでいけば、どの程度にかんでおられるのかお聞きしたいということです。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） ただいま、ご質問ありました、まず1点目でございます。限度額85万円となって、昨年の賦課時点と比較した時の件数、世帯数、金額というようなご質問だったかと思いますけれども、今、議員言われたとおり3種類ございまして、基礎課税分につきましては、該当してくる方々というのは、122世帯該当してくるんだろうと考えてございまして、基礎賦課分が120万9,245円、これは昨年の賦課時点との比較でございますので、例年変わってきますけれども、基礎分で122世帯で120万9,245円、それから後期高齢者支援金等分でございますけれども、これでは75世帯に影響が出てまいりまして68万940円、それから、介護納付金分につきましては、1世帯が該当してきますけれども1万3,374円ということで、トータルでは122世帯の方が金額で合計で190万3,559円という試算をしております。

それから、2点目は後ほどお答えさせていただきますけれども、3点目にありました軽減をした部分の影響額ということでございます。5割軽減になる方というのは、今まで2割軽減でいた方がワンランク上がったといいますか、2割から移行されてくる方ということになるかと思いますが、その方だけでいいまして2世帯、これは昨年の賦課のことでの比較でございますが2世帯5人、トータルでいきますと134世帯254人が昨年の分でいきますと5割軽減を受けているというかたちになります。参考までに金額としましては、2世帯の5人分ですけれども11万8千円分が軽減される。それから、2割軽減でございますけれども、これにつきましては、新たに軽減が今までなかった方々が2割の軽減が受けられるという方になりますけれども、10世帯18人で、全体では2割軽減になる方が103世帯220人とつかまえてございます。2割の軽減の影響額ですけれども新たに becoming 方が20万1,200円の金額が減額されていく。ただ先ほど言いましたように2割から5割に移っていった部分がありますので、その分が4万7,200円、5割のほうにいきますので、15万4千円が差し引き2割軽減が増えるというようなかたちでなっております。

先ほどの賦課限度額の関係で4万円引き上げられてという部分で、どれだけの影響が出てくるかという話がありましたけれども、基礎分で所得にかかる基礎控除後の額に100分の5.6を乗じるんだという部分ですとか、それから資産割につきましては、固定資産

税の額に100分の10を乗じて算定するんだとか、それから均等割額では1人につき2万9千円ですよ。それから世帯については、1世帯につき2万9千円ですよという部分がありますので、それぞれの家族構成によって変わってくるんだということで、まずご理解いただきたいと思います。

2点目は、福祉保健課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、2点目の85万円の賦課に伴って基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、おおむね4人世帯でどのぐらいの所得で限度額に達するかというようなご質問だったと思いますけれども、予算からみまして、基礎分につきましては、4人世帯でございますけれども、資産割の部分については、資産標準額を10万円と仮定しまして算定しているところでございますけれども、基礎分といたしまして、51万円のときの場合の所得につきましては、667万円程度ということでございまして、今度それが1万円上がることによりまして685万円ということで上がりまして、約18万円ほど所得が上がるということになります。

続きまして、後期高齢者支援金等分でございますけれども、昨年度は16万円でございますけれども、このときの所得につきましては926万円であったものが、限度額が17万円になることによりまして、所得が997万円ということで、約71万円ほど所得が上がるかたちになります。

続きまして、介護納付金分でございますけれども、同じく昨年度までにつきましては約1,500万円ですね、所得限度額につきましては1,500万円でございましたけれども、今度16万円になることによりまして1,790万円ということになりまして、約290万円ほど所得が上がるということになります。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほかに質疑ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 今、工藤議員から数値的な面は質問がありましたので、それにいく前のもう少し基本的な点を少し伺いたいと思うんですけども、関連しますけども、それぞれ限度額と減額の改定の2本立てとした場合に、なぜこのような改正内容にしたのか、しなければならないのか。数字の動きは何となくわかりますけども、どのような世帯をモデルに、訓子府町ですからね、訓子府町のことでですから大体限られた中での話だと思うんですが、どのような世帯のモデルをどのようににしたいという思いで、このような改正にされているかということが1点。

それと2点目は、この改正によって、国保会計の運営について、どのような影響というか、どのような想定をして、この改正を連動させているのか、この大きな大局観というか、全体的にどのようにしたくて、この改正の姿になったかについて、教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） ただいま、ご質問ありました「どのような世帯をモデルに」ということでのご質問でございました。まず、間違いなく本町の町税条例の改正でございますから何かを想定したということが求められるかと思いますが、直接的には、この

ようなモデルというふうな部分ではちょっと把握してございませんけども、今回の地方税法の改正によりまして、国保税の部分について見直しがあったということで、まずは限度額の部分につきましては、高齢化の進展によりまして、どうしてもこの医療費というのは増加していくというところで、そういう中にあって被保険者の所得というのは、全く増えてこないという部分がございます。それにしても歳出における医療費に対する収入というのは、特別会計の宿命でありまして、歳出を賄うための歳入を何とか確保しなければならないというような、一般会計とはちょっと違った性格を持っているということがございます。その部分で申し上げますと、厚生労働省の見解でございますけれども、保険税の負担の上限額を引き上げないで、この今言う収入の国保税の部分を引き上げようとしめると、所得の高い方というのは、限度額にいつていますので、所得の限度額にいつていない低所得者、中所得者に税率アップによりまして負担が高く強いられるということで、すごく納税意欲も含めまして、※能力も含めまして難しいということから、賦課限度額を引き上げまして、所得の高い方々に面倒をみていただいて、低所得者、中所得者の方々に負担を少しでもかからないようにという配慮がありまして、基礎分、後期分、介護分という3種類の中で、今までの改定の状況を見極めて限度額の一定の率を考慮しながら、1万円、1万円、2万円という合計の確保で最高の限度額の引き上げが4万円でございますので、その4万円にあわせて引き上げたということを踏まえまして、本町も同じように引き上げの改正を行ったということで、どこの世帯に、どんな世帯にということまではちょっといたっておりませんけども、そういう考え方でございます。

それから、軽減の見直しの部分についてでございます。

これも応益割合、これは均等割と平等割、それから応能割額といいますが、所得割と資産割額、この合計によって国保税というのが構成されてございますけれども、その中で保険税負担能力が特に不足しているといいますが、乏しいといいますが、収入のあまり確保できない方々を対象に、その被保険者を救済するために世帯の所得が一定以下の場合には応益割合、先ほど言いました均等割と平等割の部分ですけども、ここの保険税について、原則として7割、5割、2割という軽減をしております。これは国の施策でありまして、本町もそのままその制度を活用しているということでございます。こうした低所得者に対する軽減措置の拡充につきましては、実は昨年も行われておりますけれども、消費者物価の伸び等を考慮しながら見直しをしているんだということの国の見解でございます。軽減にいたりましては、少しでも負担を軽減するという意味では、それにならないわけにはいきませんので、同じ賦課限度額を上げるのと一緒に国にあわせた改正をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 2点目の質問でございますけれども、国民健康保険制度とどのような関係で想定して運営されているか、連動させているのかというご質問であったかと思ひますけれども、今、町民課長のほうから説明がありましたが、国のほうの動きの流れの中で、こういうことをしているところでございますけれども、うちの国民健康保険も大変厳しい状況でございます。今回の限度額を上げることによって、190万円ほど上がりますけれども、本町の保険税全体で2億3千万円ほどの税収がありますけれども、その約1%程度でございますけれども、少しでも上がることによって運営上、問題がないようにし

たいということで、国のほうもだんだん限度額を上げていくということでございますので、そういった中で今後も限度額が上がることによって運営が楽になるというんですか、順調にいくようなことで想定しております。

それから今回、軽減によりまして、金額が減額になりますけれども、その部分につきましては、保険基盤安定負担金ということで、道のほうから4分の3、町のほうから4分の1を一般会計から特別会計に繰り入れして国民健康保険の運営をやっているということで、減額によりまして国民健康保険会計自体が滞るということはございませんので、そういうかたちで進めさせていただいているので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかにございませんか。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 1点だけちょっと確認というか質問したいんですが、こういうかたちで限度額が85万円、80万円を超えるような状況になってくると賦課額を超えることになる非常に大きな金額、負担ということにはなりますけれども、基本的には国保財政のいわゆる持続可能な国保財政をどう運営していくかという点でいけば、私自身の考え方でありまして、やはり所得に応じた賦課額、保険料、そして、もう一つはやはり誰もが払える保険料というのは非常に大事な事かなと。そういうことを保障するためにも国庫負担の増額はきちんと求めるということがなければ、この3点セットがなければ国保の安定的な財政運営というのは、仮に国保を都道府県化したとしても非常に難しい問題というのが出てくるんだというふうに私は思っています。これについては、一般質問的なことになりますので、これでやめますけれども、そういう状況を踏まえながら、高額になってきているということと相まって、健康保険税というのは、対前年の所得が基準になってきます。この対前年の、いわゆる所得ということは、対前年の経営収支がどうだったかということが大きな要素になってきますよね。そのときに例えば、農家でいけば前の年は景気よかったと。だけれども次の年はとんでもない状況になったと。そういう場合が出たときにはどのような、いわゆる徴収する側としての対応、これは決められたものでありますから、滞納というのは極力なくすという方向ではいくとは思いますが、ただ、そこら辺での相談業務も含めて、やはり懇切丁寧な対応というのがより求められてくる可能性もなきにしもあらずかなというふうに思っています。これは別に農家だけの問題じゃなくて、いつどんなになるかわからない、そういう状況の中でね、だからそういう部分の対応についても、ぜひ懇切丁寧な、徴収をどうしてもらえるか、納めてもらえるかということの対応について考え方があればお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） ただいまのご質問ございました件でございますけれども、確かに前年の所得を基に賦課徴収させていただいておりますけれども、昨年はずごく景気がよくて高い税率になってしまった。今年は全然所得がなかったというときには、非常にその年に、その年の収入で支払うことというのは大変苦しいことなんでしょう。そういう出入りが激しい部分というのは、そのために蓄えていただいていることが必要なんだとは思っておりますけれども、それにしてもなかなかそれに対応できないという部分につきましては、当然納付が遅れるようなことがありましたら連絡をさせていただいておりますし、その連絡で納めきれないんだというようなことがありましたら分割納付、細分化しながら、

少し期間を延ばしながら納期限よりも長いスパンで、相談にのって最終的に少し長い期間かかっても納めていただけるように相談に応じて対応させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村議員。

○7番（川村 進君） この「条例の制定について」という見出しですが、今の質問からいくと、これを本来の姿は何百万円から何百万円までの所得の方には、このようになりますという書き方でなかったら、我々には全然わからない。はっきり言って。これだったら国民健康保険税が上がる人と上がらない人、全然区別がつかないし、わからない。親切な書き方ではないような気がするんだけどどうだい。これで16万円を17万円になったからどうなるのということ。はっきり言って。あなた方はわかっているかもしれない。町職員はわかっているかもしれない。けど私はわからない。それで今、この間の全員協議会のときに私は工藤議員や山田議員が言ったことを先走って質問してしまった。これではわからない全然。何ぼ上がってどうなるの。所得層がわからないから、私には全然意味がないこの議案は。今後のやり方としては、まったくわからない。こんな条例ばかり出てくるの。どうですか。これで町民がわかると思う。あなた方だけがわかるんじゃないの。私にはわからない。町民皆わからないんじゃないかこれでは。わかるように説明してほしい。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、説明を求めますから。

今の質問に対する説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今の川村議員のご質問でございますけれども、まず一つ目としては、条例の制定、一部条例のとかと何回も出てきますけれども、それはあるものの、改正の条例のひな形だと思って、その言葉は勘弁していただきたい、このままでいきたい。

それと、ここで言うところの9ページ、それとここの9ページがメインで、記の下に括弧なんだか何万円というのあるんですけど、これもひな形だからここでこのまんまでわかっていただきたいという部分があります。そして、この後の部分というのは資料になりますので、このうちの今ある条例の中で、例えば10ページ、11ページなんかは新旧対照表というのが、今こんな条例で載っていますよ、今度はこういうふうに、ここの部分は変わりますよというひな形の参考資料としてとらえていただきたいというふうに思います。実際には、これを説明していくと、ものによっては、この部分の説明もありますけれども、非常に税法関係はわかりにくい。言う通りです。そういう部分がありますので、そのダイジェスト版みたいな部分で、この12ページの部分の関係するところの表があると。それで今、前回の全員協議会というんですか、あのときもお話させていただきましたけれども、今、工藤議員の中にもありましたけれども、ここの表のダイジェスト版の部分で、今、所得で何ぼになるかということは質問いただきましたので、お答えさせていただきましたけど、ここの部分でいけば、その標準の部分がどこだというのが、この場合はどうだ、ここの場合はどうだというのがわからないものだから、そういう部分でいけば聞いてもらえれば親切に答えようと思っています。そして本来であれば、この条例のこの説明の中で、これ議案の部分じゃないですから、この部分は本来であれば載せなくてもいいような議案の部分なんです。これ1枚目さえあれば。だけど、それじゃわかりにくいだろうということで、特に税法については、これの概要版を載せていただいたと。さらに川村議員は、ここの以

外の部分で所得の部分、例えば川村議員は何ぼだとかいうのが、個々の所得によって判断違いますので、そういう部分でいけば質問していただければ、答えられる部分は答えて、わからない部分は後で答えさせていただくというかたちで、一応これはひな形と、できるだけ丁寧と言ったら変ですけども、やっている過程であるということを理解いただきたい。一応、説明の方法、記載の方法については資料ですから、この部分については、また川村議員のことも参考にして内部でもちょっと協議させていただいて、なるべくわかりやすいようにとは思っていますけど、さらに検討はしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、よろしいですか。

先に向かって検討していくということですので、よろしくお願いいたします。

ほかに質問。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 山田です。先ほど質問でお答えいただいて、おおむね理解できたということなんですけども、工藤議員も多分同じような思いで質問されているんでないかなと私は推測するんですけども、国に追従したというか、国の方針がこうだからというようなお二人の課長さんとも似たような答弁されましたけど、それはそれでそのとおりだと思いますけども、私はちょっと聞いたかったのは、国保というのは、地域に住む住民のための、地域に住む住民がお金を出して運営している特異な保険制度だと思うんですよね。だからモデルのことも質問させてもらったし、工藤議員からも所得の枠の話も出たんでないかと私は思うんですけども、要するにこの地域で、農村というか、訓子府は農村ですけども、この町としての、国保として改正にあたるにあたってのやはり姿勢というか想定が、やはり国からこうなったからというだけではちょっと違うんでないかなという若干の違和感を感じたものですから、その辺は今回どうこうではありませんけども、私たちもそう考えるし、行政のほうも、納める人、医療サービスを受ける人、もう少しお互いに、我々もですよ、きめ細かい、何ていうのでしょうか、検討の段階でのこと、それとこうやって提案されて数値が羅列されて、さらにダイジェスト版という話ありましたが、それでもやっぱりわかりにくいのが税法ですし、国保の場合特に家族構成等々、非常に複雑なあれですので、ちょっとそういう、地元の実態を想定した中での改正でありたいし、あつてほしい、これからも含めてですね、ありたいなということも含めてですね、特に国を強調されていた観点から、何か特にありましたらお答えいただきたいし、特になければ結構ですけども、ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私はこの問題は単なる税法上の問題ではなくて、国民的な議論が一つは必要だというふうにとらえております。今日の細かい条例上の問題は別にしまして、全体的には、国と北海道と市町村と被保険者がお金を払って医療をすべてまかなっていくというのが基本政策です。しかし、昔は半分以上のものを国が負担していたんですけども、国の負担率が下がってきている。そのことによって北海道や、あるいは市町村の負担が高まるし、国保税全体の運営費そのものが赤字になってきていますから、この制度そのものが国民健康保険制度そのものの今、改正が国民的な議論になっている。それは今、市町村が保険者になっていますけれども、これから平成30年から都道府県にしようとしている。

ここでも工藤議員が若干触れていましたけども、問題もあるということが、これは時間がありませんからあまり言いませんけども、いずれにしても全国でこの国民健康保険のほとんどの自治体が赤字経営です。しかも全国的には、3千数百億円の赤字をやって運営をされているという状況ですから、本町でいいますと国民健康保険税の全体の経営的なことを申すと約1億円の赤字になっています。本来は被保険者の自由業や商業をやっている方々から保険税を上げて、そしてこれをやりくりするということですけども、基本的な姿勢を山田議員のほうから今、問われましたので、私は政策の中で平成30年の保険制度そのものの見直しまでは、例えば1億円の赤字だとしても基本的にはその部分を一般会計から繰り入れて国保の値上げをしないことを前提として今回の政策でもあげてあります。ですから、それは踏襲していきたいと思っておりますけども、いずれにしてもこれは都道府県になることよっての弊害や、あるいは限度額が累進課税ではありませんけれども、お金のある人が応分の負担をしてもらって、所得の低い人がそれで保険のサービスを受けられるという原則的なものに立ち返っていくということも含めて議論していかなければなりませんし、私どもの町の国民健康保険税、あるいは国民健康保険制度そのものの議論をもう少しきめ細かく、そして全体的に議論の中でやらなければならないと考えています。ただ今回の場合は、国の税制改正とともに本町の国民健康保険条例の一部の改正のことでとどめていますから、中身的なことは細かいこと言えませんでしたけども、お許しをいただいて、川村議員のご質問にございましたように、できるだけわかりやすく、町民の方がわかるようなことの努力をこれからもしていかなければならないと感じているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかに質問ございませんか。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。1点だけお尋ねします。先ほど工藤議員の質問の中で課長がお答えになりましたが、例えば前年と今年の税額の差が激しい場合、町民のほうから納付についての相談があると。大体うちの町の場合、例年どのぐらいの相談件数があるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 実は今、その資料を持ち合わせておりませんけども、毎月第2水曜日ですか、夜間納税相談というのを広報にも載せさせていただいて、実施をさせていただいております。納付が滞っている方に、誰も来ないようなときには、ちょっと電話連絡をしながら、どういう状況かを聞き取りさせていただきながら、分割が必要な方、本当に忘れている方もいらっしゃるんですけども、そういう方を相談させていただいて、払っていけるような金額で長いスパンで相談に応じているというのが実態でございます。ちょっと件数は今わかりませんけども、毎月その対応をとらせていただいております。

○議長（上原豊茂君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

河端議員。

○3番(河端芳恵君) 3番、河端です。この件につきまして、今までいろいろなお話が出ましたが、今ここで町の国保会計をどのように考えるかという大きな問題も出たと思います。その中で先ほど町長がおっしゃったように一般会計から国保会計に年間1億4千万円の繰り入れをしておりますし、その中で国保の会員は世帯数でいうと約半数ですね、2,200世帯中、約半数が国保ということで、その中でどのように国保を考えるかという、やはり今回の条例改正は高所得の方に応分の負担をしていただくということで、低所得の方には減免措置もありますし、そういうことからしますと、この改正は認めざるを得ないのかなと思っております。今いろいろなお話が出ましたから、改めて国保会計をどういうふうに考えるかという、これからの問題提起にもなると思いますし、そういう意味で、今回のこの条例には賛成いたします。

○議長(上原豊茂君) 次に、反対討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(上原豊茂君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午後2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時45分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第35号の質疑を行います。議案書13ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論を許します。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査について

○議長（上原豊茂君） 次に、各委員長から追加で提出されました所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長並びに議会広報特別委員会委員長からそれぞれの所管事務調査について、委員の任期満了までの間、継続して調査できるよう別紙のとおり議決の願い出が議長に対して出ております。

これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の委員長から願い出のありましたそれぞれの所管事務調査について、委員の任期満了までの間、継続して調査できるように決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成27年第4回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時50分